

令和4年度 国民健康保険料 概算早見表（給与／年金のみの場合）

- ◇ この早見表は、**令和3年中の所得が「給与または年金のみ」だった方**の早見表です。
給与と年金両方ある方、確定申告している方は「国民健康保険料 概算早見表（総所得金額等）」をご覧ください。
- ◆ 早見表の保険料は、**新宿区における「概算」の保険料**です。実際の保険料とは異なる場合がございます。
他の区市町村の国民健康保険等の保険料については、加入先の市区町村へお問い合わせ下さい。
- ◇ 早見表の金額は、**減額賦課（均等割の減額）が適用されていない金額**です。
所得が一定の金額以下の場合、表記の金額から減額となる可能性があります。
詳しくは「国民健康保険料 減額賦課早見表」をご覧ください。
- ◆ 国民健康保険料は、「年10回払い」で納付していただきます（1納期につき**1.2か月相当分の保険料**が含まれます）。
1か月あたりの保険料でご請求はしませんので、ご注意ください。

※給与収入	給与所得	1ヶ月あたりの保険料 (※未就学児は2,304円)	
		介護分なし (40～64歳以外)	※介護分あり (40～64歳)
0円	0円	4,608円	5,992円
980,000円	430,000円	4,608円	5,992円
1,000,000円	450,000円	4,766円	6,183円
1,250,000円	700,000円	6,732円	8,575円
1,500,000円	950,000円	8,699円	10,966円
1,750,000円	1,148,800円	10,263円	12,868円
2,000,000円	1,320,000円	11,610円	14,506円
2,250,000円	1,493,600円	12,975円	16,167円
2,500,000円	1,670,000円	14,363円	17,854円
2,750,000円	1,843,600円	15,729円	19,515円
3,000,000円	2,020,000円	17,116円	21,203円
3,250,000円	2,193,600円	18,482円	22,863円
3,500,000円	2,370,000円	19,870円	24,551円
3,750,000円	2,558,400円	21,352円	26,353円
4,000,000円	2,760,000円	22,938円	28,282円
4,250,000円	2,958,400円	24,498円	30,180円
4,500,000円	3,160,000円	26,084円	32,109円
4,750,000円	3,358,400円	27,645円	34,007円
5,000,000円	3,560,000円	29,231円	35,935円
5,250,000円	3,758,400円	30,792円	37,833円
5,500,000円	3,960,000円	32,378円	39,762円
5,750,000円	4,158,400円	33,938円	41,660円
6,000,000円	4,360,000円	35,524円	43,589円
6,250,000円	4,558,400円	37,085円	45,487円
6,500,000円	4,760,000円	38,671円	47,415円
6,750,000円	4,975,000円	40,362円	49,472円
7,000,000円	5,200,000円	42,132円	51,625円
7,250,000円	5,425,000円	43,902円	53,777円
7,500,000円	5,650,000円	45,672円	55,930円
7,750,000円	5,875,000円	47,442円	58,082円
8,000,000円	6,100,000円	49,212円	60,235円
8,250,000円	6,325,000円	50,982円	62,387円
8,500,000円	6,550,000円	52,752円	64,540円
8,750,000円	6,800,000円	54,719円	66,931円
9,000,000円	7,050,000円	56,686円	69,323円
9,250,000円	7,300,000円	58,652円	71,715円
9,500,000円	7,550,000円	60,619円	74,106円
10,000,000円	8,050,000円	64,552円	78,719円
11,000,000円	9,050,000円	70,833円	85,000円
12,000,000円	10,050,000円	70,833円	85,000円

※40歳～64歳までの方は、介護分が賦課されます。

※未就学児（誕生日が平成28年4月2日以降の方）の場合は、均等割額が5割減額されます。

※給与収入が850万円以上又は給与所得と年金所得の合計が10万円を超える場合、所得金額調整控除が適用となる可能性があります。
控除適用後の金額で確認する場合は、令和3年分給与の源泉徴収票をご参照下さい。

※年金収入	年金所得		1ヶ月あたりの保険料 (※未就学児は2,304円)	
	65歳未満 昭和32年1月2日生以降	65歳以上 昭和32年1月1日以前	65歳以上 (介護分なし)	65歳未満 (※介護分あり)
0円	0円	0円	4,608円	5,992円
600,000円	0円	0円	4,608円	5,992円
1,000,000円	400,000円	0円	4,608円	5,992円
1,250,000円	650,000円	150,000円	4,608円	8,096円
1,500,000円	850,000円	400,000円	4,608円	10,010円
1,750,000円	1,037,500円	650,000円	6,339円	11,803円
2,000,000円	1,225,000円	900,000円	8,306円	13,597円
2,250,000円	1,412,500円	1,150,000円	10,272円	15,391円
2,500,000円	1,600,000円	1,400,000円	12,239円	17,185円
2,750,000円	1,787,500円	1,650,000円	14,206円	18,978円
3,000,000円	1,975,000円	1,900,000円	16,172円	20,772円
3,250,000円	2,162,500円	2,150,000円	18,139円	22,566円
3,500,000円	2,350,000円	2,350,000円	19,712円	24,360円
3,750,000円	2,537,500円	2,537,500円	21,187円	26,153円
4,000,000円	2,725,000円	2,725,000円	22,862円	27,947円
4,250,000円	2,927,500円	2,927,500円	24,255円	29,884円
4,500,000円	3,140,000円	3,140,000円	25,927円	31,917円
4,750,000円	3,352,500円	3,352,500円	27,599円	33,950円
5,000,000円	3,565,000円	3,565,000円	29,270円	35,983円
5,250,000円	3,777,500円	3,777,500円	30,942円	38,016円
5,500,000円	3,990,000円	3,990,000円	32,614円	40,049円
5,750,000円	4,202,500円	4,202,500円	34,285円	42,082円
6,000,000円	4,415,000円	4,415,000円	35,957円	44,115円
6,250,000円	4,627,500円	4,627,500円	37,629円	46,148円
6,500,000円	4,840,000円	4,840,000円	39,300円	48,181円
6,750,000円	5,052,500円	5,052,500円	40,972円	50,214円
7,000,000円	5,265,000円	5,265,000円	42,644円	52,247円
7,250,000円	5,477,500円	5,477,500円	44,315円	54,279円
7,500,000円	5,690,000円	5,690,000円	45,987円	56,312円
7,750,000円	5,907,500円	5,907,500円	47,698円	58,393円
8,000,000円	6,145,000円	6,145,000円	49,566円	60,665円
8,250,000円	6,382,500円	6,382,500円	51,435円	62,937円
8,500,000円	6,620,000円	6,620,000円	53,303円	65,209円
8,750,000円	6,857,500円	6,857,500円	55,171円	67,481円
9,000,000円	7,095,000円	7,095,000円	57,040円	69,754円
9,250,000円	7,332,500円	7,332,500円	58,908円	72,026円
9,500,000円	7,570,000円	7,570,000円	60,776円	74,298円
9,750,000円	7,807,500円	7,807,500円	62,645円	76,570円
10,000,000円	8,045,000円	8,045,000円	64,513円	78,842円
10,250,000円	8,295,000円	8,295,000円	66,480円	80,646円

※40歳～64歳までの方は、介護分が賦課されます。

※未就学児（誕生日が平成28年4月2日以降の方）の場合は、均等割額が5割減額されます。

※昨年中の**年金以外**の合計所得金額が1,000万円を超過する場合、年金所得控除額が変動する可能性がありますので、早見表では参照できません。